

令和4年10月12日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(臨時会)4日目

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 開催年月日 令和4年10月12日
- 2 開催場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
 - 5番 川田 裕
 - 6番 河杉 博之
 - 7番 下村 佳史
 - 8番 中谷 一輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡 憲宏

事務局長 井上 隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平野 厚

事務局係長 増田 勝久

事務局主幹 吉田 卓朗
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
 - 1 発議第5号 香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて
 - 2 議第5号 一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 3 発議第10号 香芝・王寺環境施設組合議会定例会の回数に関する特別措置条例を制定することについて
 - 4 決議第3号 平井康之副管理者の臨時会欠席届における欠席理

由が正当ではないことについて

5 緊急質問

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

7番 下村佳史

8番 中谷一輝

9 開会 午前11時10分

(副議長 河杉博之) 大変お待たせいたしました。改めまして、おはようございます。本日、議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長であります私が議長の職を行います。それでは、第3回臨時会を再開いたします。議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各自対応のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、松岡議員、幡野議員、中川議員の3名の議員及び平井副管理者より欠席届が提出されております。欠席理由につきましては、令和3年10月以降の議会においては十分な法令審査や質疑、合意形成などもされていないまま、香芝市選出議員の数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営を行われないこと等を含め、4人とも同じ理由で欠席届が出ております。以上、ご報告とさせていただきます。

ただいまの出席議員は4名でございます。地方自治法第113条の規定によります定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ご異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

日程1、会議録署名議員の指名、署名議員でございますが、本日も本会議初日に引き続きまして、7番下村佳史議員、8番中谷一輝議員にどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、日程に従いまして、継続審議となっております発議第5号「香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて」、を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いいたします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 本会議、よろしくお願ひします。「香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則」を提出させていただいているわけですが、本日も先ほどの特別委員会でも申し上げましたが、王寺選出の組合議員の皆さんが本日も出席をなされていないということであります。真摯にゼロベースで話し合うべきが、議会の設置目的でもございませぬので、本日の状況で審議は当然に非常に難しいかなと、このように思えるわけでありまして、再度継続審議の動議を提出したいと思ひます。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より、発議第5号について継続審議の動議が出されました。この動議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。お座りください。賛成の方がいらっしゃいますので、この動議は成立いたしました。改めて、動議の内容についての説明を求めます。川田議員。

(議員 川田裕) 継続審査の動議についての提案理由の説明をさせていただきます。この条例につきましては、前回にいわゆる議長がいきなり付議されている事件に関しまして突然に議会を閉会してしまったというような暴挙がございました。そういったものを繰り返さないためにもこれはもう当然のこととございまして、会議規則の改正を改めるものであります。そのときに一同に退席なされていった皆さんが本日いらっしゃらないわけとございまして審議のしようがないというところでございまして、本日は継続をしていただきたいという提案とさせていただきます。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より動議の説明がございました。この動議の内容についての質疑をお受けいたします。質疑はありますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 特に質疑はないようでございます。ただいま川田議員の動議に対しましての採決を行います。川田議員が提案されました動議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。お座りください。賛成多数と認め、川田議員提案の動議を採決いたします。採決ということになりますので、発議第5号につきましては継続審議といたします。どうぞよろ

しくお願いいたします。

次に、日程第3、追加議案の議第5号「一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。理事者より説明を求めます。

(事務局次長 平野厚) 議長。

(副議長 河杉博之) はい、平野次長。

(事務局次長 平野厚) ただいま上程になりました議第5号「一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」提案理由をご説明させていただきます。追加提案書の2ページから3ページ、新旧対照表の1ページから8ページをご覧ください。本案は国において人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、令和4年4月13日に公布されたことに伴い、当組合においても国に準じて一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、本条例の改正をするものでございます。主な改正点は、条例第1条において一般職の職員の期末勤勉手当の支給率について、令和4年12月支給分を現行より100分の15の引下げを行い、条例第2条では令和5年度以降の勤勉手当については100分の7.5の引上げを行うものでございます。また、会計年度任用職員の勤勉手当の支給率についても、令和4年12月より勤務時間に応じて100分の3.75または100分の2.25の引下げを行うものでございます。何とぞ慎重審議の上、原案の承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願い申し上げます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) まず1点お伺いします。この条例がもし可決をなされた場合において、この令和4年度の予算に関する差異の金額はどのぐらい出るのでしょうか。

(事務局次長 平野厚) はい。

(副議長 河杉博之) 平野次長。

(事務局次長 平野厚) 6月の議会において職員が1名増員ということで600万円の増をお願いしていただきまして、その後に正式に職員の給与が決まりましたので計算的にお答えできないのですが。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) それはまた計算して教えてください。それと次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、これも100分の120に改め、24条以降も120に改めるということであります。これは、法令等の改正による影響のものであるのか、その点はいかがですか。会計年度任用職員ですから、その法令根拠をおっしゃってください。

(事務局次長 平野厚) はい。

(副議長 河杉博之) 平野次長。

(事務局次長 平野厚) これも人事院勧告によります法令でそのようにさせていただいています。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) それでは、休憩を解いて再開いたします。

(事務局次長 平野厚) 議長。

(副議長 河杉博之) 平野次長。

(事務局次長 平野厚) ただいまのご質問ですが、会計年度任用職員におきましても期末手当を現行の1.27か月分を1.2か月分に減額させていただくということです。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。これ、15条が期末手当なんですか、24条が期末手当なんですか。15条と24条のご説明をお願いいたします。

(事務局次長 平野厚) 議長。

(副議長 河杉博之) 平野次長。

(事務局次長 平野厚) 会計年度任用職員におきましては24条、100分の112.5を120、これは、本来は6月12月で120にするんですが、12月で一気に今回下げさせていただきますので、4年度以降には120に戻して、6月も12月も100分の120ということにさせていただきますという条例です。以上です。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。平野次長。

(事務局次長 平野厚) すみません、15条がフルタイム職員で、24条がパートの職員ということです。すみません、間違えました。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。これより討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論がないようでございますので、討論を打ち切りいたします。これより議第5号「一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を採決いたします。議第5号については原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第4、発議第10号「香芝・王寺環境施設組合議会定例会の回数に関する特別措置条例を制定することについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。はい、川田議員。

(議員 川田裕) 「香芝・王寺環境施設組合議会定例会の回数に関する特別措置条例」の提案理由を申し上げます。本年度におきまして緊急状態があるということで、臨時会が長期にわたり継続されてきております。そのため、いわゆるこの臨時会開催中に定例会を開くということは法的に

抵触する可能性もございますので、条例によって本年度に関しては定例会の回数を1回でよいと、このように特別措置を設ける条例でございます。以上であります。

(副議長 河杉博之) これより質疑に入ります。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑はないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。これより討論に入ります。討論はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切りいたします。これより発議第10号「香芝・王寺環境施設組合議会定例会の回数に関する特別措置条例を制定することについて」、を採決いたします。発議第10号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 動議を申し上げたいと思います。臨時会の会期延長です

が、本日継続審議になったということから、会議規則の一部改正することについて、が継続審査になったということでもありますので、臨時会の会期延長を申し上げたいと思います。期間は4月12日まで、令和5年4月12日までの会期延長の動議を提出いたします。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より会期延長の動議が提出されました。この動議に対して賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成者がいらっしゃいますので、この動議は成立いたします。それでは、再度この動議についての説明を求めます。川田議員。

(議員 川田裕) 発議第5号「香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて」の議題が本日上げられておりましたが、王寺町選出の議員皆さんが本日もご欠席なさっているということでもあります。そのため、継続審査の動議が発議され、それが可決したことにより、審議継続のため臨時会の開催が必要であるということで延長動議をしたものであります。期間は、令和5年4月12日までといたします。以上でございます。

(副議長 河杉博之) ただいまの川田議員からの動議提案について、内容の質疑を受付いたします。質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。討論に入ります。討論はありますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論もないようでございます。ただいま川田議員よりありました臨時会の会期を令和5年4月12日まで延長することについての採決をいたします。令和5年4月12日までの臨時会の日程について、を可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。異議なしと認めまして、このたびの臨時会につきましては現行の令和4年10月20日までから令和5年4月12日までの会期日程とすることに決しました。以上でございます。

はい、川田議員。

(議員 川田裕) 動議を提出したいと思います。先ほどの特別委員会でもございましたが、副管理者の平井康之氏が欠席届を提出され、本日の臨時会もご欠席をなされております。その理由を改めて申し上げます。

1、令和3年10月以降の議会においては、十分な法令審査や質疑、合意形成もなされないまま、香芝市議会選出組合議員が数の力で何でも決めようとするなど公正な議会運営が行われていないこと。

2、地方自治法等の規定に基づいた手続による鎌倉議員の組合議員の辞職及び後任の沖議員の選出が認められないこと。

3、不当な理由で王寺町議会選出組合議員への懲罰動議が可決されたこと。

とございます。この内容につきまして、先ほど特別委員会でも同じよ

うな内容のご決議をいただいたわけですが、まず改めてもう一度申し上げます。

十分な法令審査や質疑、合意形成もなされないままということで、数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営が行われないこと。あくまでもこれ管理者側からこういった発言を行われるということは、これは越権行為であります。いわゆる越権行為に対してこれはもう議会として当然に権限がありませんので、そういったことは認められる正当な理由ではございません。

鎌倉議員の辞職及び、これは地方自治法の規定に基づいた手続というのは著しく法律の解釈の不足でありまして、辞職を申し出る者が辞職の許可をするという権限はもちろんございません。こういったレベルの解釈を改めていただかなければならない、正当な理由ではないと思います。

そして、3番の不当な理由でと、王寺町議会選出組合議員への懲罰動議が可決されたこと。これは議会の中で審議が行われ、懲罰特別委員会まで設置され、それによって審議の結果、決議がなされたことでございます。それに対してこういった不当な理由でとということで、それは何をもっておっしゃっているのかと。それは管理者、副管理者の権限ではありません。これはもうむちゃくちゃな議会であります。そういったことを言われ出したら。あくまでも議会の議決事項、不当であれば、違反であれば、176条の4項に基づいた義務的再議もあるわけですから、そういったものに申していただかなければならないもの。ましてこういったことで一方的に自身の権限と関係ないことを理由に欠席なされているということはこれはあり得ない話であります。

よって、この動議に関しましては、この欠席届の内容、欠席理由が正当な理由に該当しないものであるというご決議を賜りたいと思いま

す。以上、提案理由とさせていただきます。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員から「平井康之副管理者の臨時会欠席届における欠席理由が正当ではないことについて」の動議が提出されました。この動議に対しまして賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。お座りください。動議につきましては、会議規則第14条の規定に基づく所定の賛成者がございますので成立いたしました。お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し議題とすることにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、「平井康之副管理者臨時会欠席届における欠席理由が正当ではないことについて」の動議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。それでは、「平井康之副管理者の臨時会欠席届における欠席理由が正当ではないことについて」、を議題といたします。提案者から改めて提案理由の説明を求めます。

(議員 川田裕) 議長。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) 提案理由の説明を申し上げます。再度、欠席理由について提出されているものを読み上げます。「令和3年度10月以降の議会においては、十分な法令審査や質疑、合意形成もなされないまま、香芝市議会選出組合議員が数の力で内事も決めようとするなど公正な議会運営

が行われていないこと」。これは議会に対しての侮辱的な理由であります。よって、質疑についても合意形成も表決を取った上で合意形成を最終的に決議とされているわけでありまして、それをもって何の法律に誰が何の条項によって違法しているのかということも一切書かれておりません。こういった抽象的なことで議会を混乱におとしめ入れるような行為は許されるものではありません。次に、「地方自治法等の規定に基づいた手続による鎌倉議員の組合議員の辞職及び後任の沖議員の選出が認められないこと」とあります。沖議員に関しては、これは議会では鎌倉議員の辞職が今現在まだ認められていない現状でありますので、新しい議員の選出というものは当然のごとくございません。それをよって一方的に正式な手続も行わずにこういった発言を、また副管理者としての言葉としてこのようなことを言われるということは、これは議会に対しての越権行為であります。そういったことがあって、これ構成団体からまた議会は関係ありませんから、だからそこの著しい法的な解釈の不足があるものと思われ、これは正当ではないと言えます。3番目に、「不当な理由で王寺町議会選出組合議員への懲罰動議が可決されたこと」、これについても先ほども申しましたが議会で懲罰特別委員会が設置され、それによってご審議の結果、懲罰の量定ともに決定がなされたものでございます。権利侵害等があるというのであれば、それは個人さんからそういった訴訟等をこの議会に対して行うのが本来の形でありまして、副管理者に関しては一切その権限がございません、越権行為も甚だしいとこのように思いますので、正当な理由は一切ございません。以上でございます。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの説明に対しましての質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。お諮りいたします。本案は原案を可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ご異議がないようでございますので、「平井康之副管理者の臨時会欠席届における欠席理由が正当ではないことについて」は原案を可決することに決定いたしました。

(議員 川田裕) はい、議長。緊急質問動議。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) この今の一連の流れからしましても、王寺町議員の皆さんまたは副管理者がご欠席をなされているという状況を鑑みまして、緊急質問を行いたいと思います。動議を提出いたします。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より緊急質問の動議がございましたが、この動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) お座りください。ありがとうございます。本動議につきましては、会議規則第14条の規定に基づく所定の賛成者がおりますので、成立いたしたと認めます。この際、本件を日程に追加し議題とすることにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ご異議がないようでございますので、川田議員の緊急質問を議題といたします。それでは、動議提案者の川田議員より動議の説明を求めます。川田議員。

(議員 川田裕) 緊急質問の理由説明をいたします。本日も、王寺町議会選出の議員皆さん、そして副管理者またはその職員であった部長さん、参考人で呼ばれている部長さんも出席要請にもかかわらず欠席をなされている。今現在、先ほど正当な理由があるのかどうかについて地方自治法121条の規定に基づき判断をいただきましたが、議会としては欠席理由に正当な理由はないと、このようなご決議を賜った次第であります。よって、緊急性が非常に高いものでありまして、いつまでもこのような状態が続くことはいわゆる住民ないし皆さんを軽視することになりますので、それに関しての緊急的な質問を行いたいと思います。

(副議長 河杉博之) ただいまの緊急質問に対しまして、暫時休憩いたします。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。それでは、先ほど川田議員からの動議は認められました。質問に対して緊急性があるということに対しまして賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。所定の賛成者がございますの

で、川田議員の緊急質問を認めたいと思います。

それでは、質問時間を約30分と設定をさせていただいて質問を受け付けたいと思いますが、川田議員はこのままでスタートしてよろしいですか。それでは、緊急質問を開始させていただきます。では、川田議員。

(議員 川田裕) よろしくお願ひします。緊急質問のお許しをいただきましたので、緊急質問を行いたいと思います。先ほどからも申し上げておりますように、王寺町の議員の皆さん、議員の皆さんは議会のことでございますのでそこは今除きまして、いわゆる副管理者の欠席届が提出され、欠席理由を申し上げて欠席をなされている。しかし、今議会でご審議を賜ったところ、この欠席理由に関しては正当な理由がないということで判断をされ、いわゆる議会の議決に付されたと、このような結果であります。この中で、管理者にぜひ副管理者に対して確認をいただきたいという事項があります。十分な法令の審査や質疑、合意形成もなされないままとこうありますが、この欠席理由の中に、いつどこでこういった我々が審議を放棄したことがあるのかと、ないことをいきなり当てつけられて一方的な理由とされていると、ましてこれは議会のことでありますので越権行為なんですけれども、この発言の趣旨を確認をいただきたいと思いますが、いかがですか。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 今、ご指摘のように確認させていただきたいと思ひます。文書で確認させていただきたいと思ひます。

(議員 川田裕) 議長。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) よろしくお願ひします。それと次に、香芝市議会選出組合議員が数の力で何事も決めようとするというこの根拠についても確認を

求めたいと思いますが、いかがですか。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 同じく文書で質問したいと思います。

(議員 川田裕) 議長。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) 公正な議会運営が行われていないというご指摘をなされているわけですが、何をもって公正な議会運営をされていないのか。いわゆる王寺町選出議員が、これ特別公共団体でありますので、その構成団体の法人の面積を足した分が特別公共団体の事務執行権限を及ぼす範囲にあるということはこれは当たり前のことであります。その中において、全体的な奉仕者として議員はやっていかなければならないわけですが、それを一部の地域の者の都合によってそれが自分が思うようにならないとかという結果は当然出てくることもあるかと思うんですが、それをもって公正な議会運営が行われていないということは、地方自治法の第何条何項に基づくこれは指摘なのかということのご確認をいただきたいと思いますが、いかがですか。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 同じく、その内容に関しましても地方自治法の何条かという確認させていただきます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) よろしくお願ひします。今、何点か確認を求めさせていただいたわけですが、本日の臨時会においても発議第5号につきましては継続審査となりましたが、追加議事日程の中に議第5号一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて及び日程第4発議第10号 香芝・王

寺環境施設組合議会定例会の回数に関する特別措置条例を制定することについてということが今可決賜りました、2点とも。しかし、この欠席理由からいきますと十分な法令審査や審議、合意形成もされないままということもありまして欠席なされているわけですが、これは認められないということなんですか、副管理者としては。数の力で何事も決めようとする公正な議会運営が行われないと指摘なされていますが、議会は可決または否決を諮るのはこれは表決によって決めるわけですから、数の力によって物事を決めるということは、可決を賜ったものは続べからず後から決められたものだというそういう論議構成になるわけですね。これにつきましても、本日可決賜った2件のこの条例についても当然のごとくこういった指摘を行ってきているということは当然にそれすら認められないということに帰着するわけですが、それも確認をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) もちろんそれも確認はさせていただきますが、私の感覚的には出席していないイコール出席している方々に委ねているというふうに私は考えますけれども、一応確認はさせていただきます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) それを管理者に聞こうと思っていたんですけれども、先に聞いていないのに答弁なされたんですけれども。これはどういうこと、出席なされて、これは議会運営なんで議会で判断することなんです、管理者としてもこの正規の手續の議選を行って何ら法的に問題がない行為をやっておられると。ところが出席もせずにこれに納得しないんだとか納得するんだとかそれを分けられるんですか。これは納得するけれどもこれは納得しないとか、一体どういう論理でそういったことを言われ

ているのか我々一般の人間からしたらもう解釈ができるものではないわけですが、それを言った以上、こういった文面で出されてきている以上、説明責任というものが当然にありますので、それについても全て、これはもう白紙委任しているのかと、一体どういうことなのか、そうじゃないのであれば一体何の法律に何が抵触して何が問題なのかということとちゃんと明確に説明する義務があると思います。子供じゃありませんので、いつまでもこんなことを続けているということは断じて許されない行為ではないかと、このように思います。本日も特別委員会の委員長にお願いして、王寺町選出の皆さんとも腹を割ってゼロベースでもう一度きっちり話をしようという機会を設けていただいたにもかかわらず、こういった侮辱的な内容によって欠席をなされているということは甚だ遺憾であります。そのことも確認をいただきたいんですが、いかがですか。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 欠席届を文書で出されている以上、この文書に対して疑義があることに関して当然質問をしていき、今おっしゃったことに関しても質問をしていきたいと思えます。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) もうだらだらやるつもりはないんですが、重要なことでもありますので、これ管理者としてもいわゆる地方自治法の規定によって一部事務組合というものを成立して、各構成団体でそれは合意形成がなされた上で今1つのごみ焼却場という、それに関する運営に関する事務等も合同で事務をやっているわけですので、片方が自分の意見が通らないからといって欠席とかそういったことをされるというのは、今まで私も議員を長いことやっていますが聞いたことがないです、どこも。見たこ

ともありません。何だったら法的措置を取っていただいたらいいんじゃないですか、意味不明な、訴える方法があるのかどうかも分かりませんが、そんな子供みたいなことをやっているというのはこれは皆さんに迷惑をかけているわけでありまして、ところがごみは毎日運んで燃やしているわけでしょう。気に入らないんだったら、そこまでのことをされるんだったら脱退されたらいいじゃないですか。脱退手続、地方自治法上でもできますよね。そういうことの結論になるんじゃないですか。もうこのようなことばかり続けられるんだったら脱退されたらいいんじゃないですかと思いますけれども、その意見を伝えてください。それと、これは管理者としましても何回も何回もこのようなことが放置され、議会の121条の法律行為も守ろうとされていない、今本日初めて本会議においてこの正当な理由かどうかのご決議も賜りました。正当な理由じゃないとなっていますので、ない以上、出てこないといけないんです。それを出てこないということは違法を行うということでしょう。規則上でこれはもう外部に対する制限及び義務じゃありませんので、法律では一応義務になっていますけれども、規則上でそういったものを制定されたらいいんじゃないですか。それを破った者は給料減額とか不利益処分もある、給料がないのか、もともと、あまりそういったものが続けば管理者として副管理者にふさわしくないという、構成団体の長にはなっていますけれどもそれを守らないということはあり得ないと思いますので、そこは法令等の構成の問題だと思いますので、そこをきっちりと研究いただいて速やかにそういったことの規定等を制定していくということについてのお考えをお伺いします。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) まずは、この町長、副管理者に対しまして欠席理由の齟齬が出ている部分、それに対して文書で質問をし、その回答を得て、

そして今ご提案いただいたことに対しては研究させていただきたいと思
います。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。以上、じゃあ今申し上げましたところを至
急お願いしたいと思います。最後に申し上げますが、我々は違法になる
ようなことを一言も言っていないし適法ですとやってきているわけな
んですけれども、だけれども自分が思う通りの結果にならないからとい
ってこういった議会でボイコットの受け取られるようなことは普通あ
りません。なぜかという、議会の設置というのは住民の意見で、それ
を代弁するために議員というのは送り込まれてやっているわけであっ
て、じゃあ住民さんの意見はいろいろありますけれども、いろいろある
中によって間接民主主義によってそういった構成がされている以上、そ
の義務、責務というものが当然あるわけですから、自分たちが思うよう
にならないからといって審議の場を放棄するとか、まして審議がされな
いとか書いていますが、審議がされないのは王寺町側じゃないですか。
我々は今まで真摯に全部答えてきているわけですから、だからそのあた
りも踏まえてこういったことの、全国でも多分こういったことをなされ
ているのはこの組合議会だけではないかと思しますので、そのあたりも
う一度原点に返って真摯な話し合いを行うということはこれはもう原点で
あると思っておりますので、その点も踏まえて意見しておきます。以上
で終わります。

(副議長 河杉博之) 以上で川田議員の緊急質問を終了いたします。これを
もちまして本日の日程は全て終了いたしました。皆様のご協力によりま
して、議事が滞りなく進行できましたことを心からお礼申し上げます。
ありがとうございました。それでは、管理者、挨拶をお願いいたしま

す。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様には何かとお忙しい中、臨時会にご出席を賜り誠にありがとうございました。皆様方のご意見を受け止め、今後も組合運営を着実に進めて参る所存でございます。閉会に当たり、皆様には秋冷の折、健康に十分にご留意なされましてさらなるご活躍をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(副議長 河杉博之) これをもちまして本日の臨時会を散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時55分